

外国人住民の住民基本台帳制度について

外国人住民が、住民基本台帳法の適用対象に新たに加わります。

日本に入学・在留する外国人が年々増加してきて、日本人と同様に外国人住民に対して基礎的行政サービスを提供するための基盤となる制度が必要となつていきます。

このため、外国人住民を住民基本台帳法の適用



対象に加え、外国人住民の利便性の増進などを図るための「住民基本台帳法の一部を改正する法律（改正住民法）」が国会で成立しました。施行は入管法等改正法の施行の日（平成24年7月9日）とされています。

▶改正のポイント▶
外国人住民にも住民票を作成します。

外国人住民が住民基本台帳法の適用対象となることから、外国人住民にも住民票が作成されます。日本人住民と外国人住民の住民票が世帯ごとに編成され、複数国籍世帯（外国人と日本人で構成する世帯）について世帯全員の記載された住民票の写しなどの発行ができるようになります。

基本的には、観光などの短期滞在者などを除いた、3カ月を超えて適法に在留する外国人で、住所がある人について住民票を作成します。新たに住民票を作成するのは次のような人です。

- ① 中長期在留者
（在留カード交付対象者）
在留資格を持って日本に在留する外国人で、3カ月以下の在留期間や、短期滞在・外交・公用の在留資格が決定した以外の人。
- ▼改正後の入管法の規定に基づき、上陸許可等在留に係る許可に伴い在留カードが交付されます。
- ② 特別永住者
入管特例法により定められている特別永住者。
- ▼改正後の入管特例法の規定に基づき、特別永住者証明書が交付されます。
- ③ 一時庇護許可者・仮滞在許可者
○入管法の規定により、船舶などに乗っている外国人が難民の可能性がある場合などの要件を満たすときに一時庇護の上陸の許可を受けた人（一時庇護許可者）
○不法滞在者が難民認定申請を行い、一定の要件を満たすときに仮に日本に滞在することを許可された人（仮滞在許可者）。
- ▼当該許可に際して、一時庇護許可書または仮滞在許可書が交付されます。
- ④ 出生による経過滞在外者または国籍喪失による経過滞在外者
出生または日本国籍の喪失により日本に在留することになった外国人。
- ▼入管法の規定により、当該事由が生じた日から60日に限り、在留資格を有することなく在留することができます。

※詳しくは、総務省のホームページ (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html) をご覧ください。

【問い合わせ】 住民課 ☎ 22-9645 FAX 22-9643

青山高原つつじ
クォーター
マラソン大会
Tシャツの
イラストを
募集します

5月27日(日)に開催する青山高原つつじクォーターマラソン大会の参加賞Tシャツの図案を募集します。

◆応募規定

- ① 応募は一人1点のみ
- ② 住所・氏名・年齢・性別・作品の説明・Tシャツの希望サイズ(S・M・L)を作品の裏へ必ず記載すること。
- ③ 媒体
- 紙媒体
- A4版白色画用紙を使用すること。
- 画像ファイル
- CD1枚に出力したものとA4サイズにプリントしたもの(裏面に②を記載)。ファイル形式はJPEG・GIFなど一般的に広く使用されている形式を使用すること。

◆応募の注意

- ① 大会名称(次の日本語または英語)を必ず図案に含めること。
- 日本語

「第25回青山高原つつじクォーターマラソン大会」

高額医療・高額介護合算療養費制度

◆国民健康保険または後期高齢者医療保険と、介護保険の両方を受けている世帯が対象です。◆

医療保険と介護保険によって、私たちはその費用の一部を負担すれば、医療や介護サービスを受けられます。また、高額療養費制度などがあり月単位で限度額を設けて自己負担額を軽くする制度もあります。しかし、長期間にわたって医療や介護サービスを受ける場合は家計の負担は軽くありません。そこで医療と介護サービスの両方を利用した場合に年単位で自己負担の軽減を図る制度が高額介護合算療養費制度です。

具体的には、世帯内の国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者全員が1年間（平成22年8月～23年

7月）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額※1を合計し、限度額（世帯の所得状況により限度額は異なります。下表参照）を超えた金額を支給※2します。

※1 医療機関などに支払った一部負担金（70歳未満の場合、医療保険分については一つの医療機関で同月内に21,000円以上支払った一部負担金）から高額療養費などの払い戻し相当分を差し引いた金額が対象となります。

※2 医療保険は支給額が500円以下の場合には支給の対象となりません。

■限度額

所得区分	①後期高齢者医療制度と介護保険の合計自己負担額	②国民健康保険と介護保険の合計自己負担額（70～74歳の人がいる世帯）	③国民健康保険と介護保険の合計自己負担金額（①②以外の世帯）
一定以上所得者	67万円		126万円
一般	56万円		67万円
低所得者(市民税非課税)	Ⅱ	31万円	34万円
	Ⅰ*	19万円	

* 同一世帯の全員が市民税非課税で、それぞれの所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる世帯です。

支給の対象になる被保険者（被用者保険の人は除く。）には1月末に申請書を郵送していますので、忘れず申請してください。ただし、平成22年8月から平成23年7月までの間に①市を越える転居をし、加入する保険が変わった人②ほかの医療保険から国民健康保険や後期高齢者医療保険に移った人は、申請対象となる旨のお知らせができない場合があります。支給に該当すると思われる場合には、下記担当へご相談ください。



【問い合わせ】

- ・後期高齢者医療について…保険年金課 ☎ 22-9660 FAX 26-0151
- ・介護保険について……………介護高齢福祉課 ☎ 26-3939 FAX 26-3950
- ・国民健康保険について……保険年金課 ☎ 22-9659 FAX 26-0151

○英語

「The 25th Annual Tsubuji Quarter Marathon in Aoyama Highlands」
 ② 自作未発表のもの
 ③ 色数は白色・黒色のほか、3色以内

◆ 応募方法 郵送または持参

◆ 応募期限 3月30日(金)必着

◆ 審査結果発表

最優秀賞・優秀賞に選ばれた人には直接通知し、開会式で表彰します。

◆ 賞

○ 最優秀賞…1点

(1万円相当賞品+応募作品Tシャツ)

○ 優秀賞…2点

(5千円相当賞品+応募作品Tシャツ)

○ 入選…若干名

(応募作品Tシャツ)

◆ その他

最優秀作品を使用しますが、一部補正する場合があります。

作品の著作権は、大会実行委員会に帰属します。

※応募作品は返却しません。

「応募先・問い合わせ」

〒518-0850

伊賀市上野丸之内116番地

青山高原つじくオーターマラソン大会実行委員会事務局(スポーツ振興課内)

☎ 22-9680 FAX 22-9692

